

むし企画裁判

平成 26 年（ワ）第 1 8 6 9 0 号 民事 32 部 1 A 係

原告：高久秀雄（むし企画代表） 被告：板橋区

◆訴状 平成 26 年 7 月 22 日

請求額 600 万 1908 円 十年 5 分（5%）

・平成 24 年になって、小船氏（むし企画前代表）が業務を遂行できない状況となり、実質的に原告がこれに代わって業務を遂行している状況であったが、同年 9 月からは原告が形式上も契約当事者となった。（甲 1 号証＝契約書）

・契約金額に照らすと、上記 245 万 6280 円と違約金分の 24 万 5628 円の合計 270 万 1908 円が支払われていないことになる。

第 4 契約解除の無効

第 5 契約解除に至るまでの板橋区役所資源環境部環境課による異様な行動と原告の精神的損害

1. ホテル館でホテルの累代飼育を実現していた阿部氏の懲戒免職（平成 26 年（行ウ）第 256 号）
2. 阿部氏懲戒免職に至るまでの異様な経過（甲 7 号証＝2014 年 3 月 22 日付、渡辺彰吾弁護士から坂本区長あて 意見書）
  - (1) 駒野、綾部に対する井上正三課長によるパワーハラスメント
    - ・（井上課長は）突然、ボランティアも自分の命令に従わなければならないということを発表し、館内の様々な生態上の点について、状況を踏まえないままに一方的に指令を出したのであるが、その内容は威圧的で一方的なものであった。
  - (2) 原告への事情聴取
    - ・原告としては、事実に基づかない憶測による質問をされたばかりか、警察に行きますか等という脅しとしか受け取れないような内容が告知された。
    - ・原告は非常に困惑するとともに、社会的な信用を傷つけられる思いで、甚大な精神的な打撃を被った。
    - ・そんな事実はないと原告が言っても、井上課長は、完璧に事件を作り上げようとする姿勢で、認めないと責任を取ってもらうと脅迫とも取れる言動を繰り返した。
  - (3) (2) の問題に対する通知とこれに対する区役所の無対応
  - (4) 平成 26 年 1 月 27 日に突然実施された「生態調査」
  - (5) 「生態調査」後の契約解除とその後の警視庁による事情聴取
    - ・警視庁捜査 2 課による聴取

1回目 2月14日(於 板橋署)、2回目 2月21日(於 板橋署)、3回目 3月20日(於 成田署)

・その内容は阿部氏の名譽を毀損するものであると同時に委託業務を真摯に遂行してきた原告にとっても、業務を遂行していなかった前提をとるものであって、その社会的信用を貶めるものであり、到底許しがたいものであった。

#### 第6 慰謝料請求

・精神的損害は300万円をくだることはなく、この請求のため弁護士費用として金30万円を要する。

#### ● 被告 答弁書 平成26年9月19日

・原告の請求を棄却する。

#### ● 被告 準備書面(1) 平成26年11月28日

・委託内容の詳細が「ホテル生態環境館業務管理委託書仕様書」(甲4号証)に示されていることは否認し、その余は概ね認める。

・甲4号証は、本件業務に係る契約の仕様書ではなく、原告の履行すべき業務の内容は、乙1号証の仕様書に記載のとおりである。【甲4は、阿部作成の文書であると区はみている】

・(井上課長によるパワハラについて)原告の適示するような事実はない。

・(原告に対する)聴取の内容は、次年度の本件業務に係る契約の履行内容について原告に対して確認を行ったものであり、次年度の契約に関連するものであった。

・ホテル等の生息調査(生体数調査)は、板橋区ホテル生態環境館の今後のあり方を検討するにあたっての資料を得るために行なわれたものであり、同施設を潰すために行われたものではない。

・さらに、調査日現在におけるホテルの幼虫の体長は、ゲンジボタルでは、一般的には15ミリメートルから25ミリメートル程度である。【甲10号証の6頁=「板橋区ホテル生態環境館におけるホテル等生息調査報告書」平成26年1月、(株)自然教育研究センター。原典は大場信義著「ゲンジボタル」の図表より】

#### イ. ホテル施設における業務委託

・被告は、ホテル施設に勤務する職員の業務の軽減を図るべく、平成6年度から同施設の業務の一部を委託している。

委託契約は随意契約により、年度ごとに締結され、その契約の相手方(受託者)は平成14年度から平成24年度8月までは小船明氏であった。

#### ウ. 契約の相手方の変更

(ア)平成24年4月1日に同日に平成25年3月31日までを契約期間とする本件業務に係る契約を小船氏と締結したが(乙2号証)、小船氏が後見開始の審判を受けたこと

により、同人の成年後見人から契約解除の申出があり、平成24年8月31日付で同契約が解除された。

(イ) 平成24年8月31日、同年9月1日から平成25年3月31日までを契約期間とする本件業務に係る契約を原告と締結した(乙3号証)。

被告が、小船氏の後継者として原告と契約を締結したのは、阿部氏が原告を最適であると推薦したことによる。なおその際、阿部氏が作成し、ホテル施設を所管する被告環境課の職員に対し交付した書面が甲3号証である。

### (3) 原告からの事情聴取について

ア. 平成25年8月25日、山崎部長、井上課長及び三浦亘係長は、……原告を交えて打合せを行った(乙4号証 1及び2)。

山崎部長は、……本件業務を補助している者の名前及び担当業務を尋ねたところ、原告は①補助者の名前も担当業務も分からない旨答えた。

上記回答を不審に思った山崎部長が、本件契約書添付の仕様書も示しつつ、さらに質問をしたところ、原告は概ね次のように答えた。

②小船氏から補助者の人数は5人であると聞いている。その者らの給料は、5人分を区別せずにまとめて、現金でホテル施設に平素出入りしているボランティアと称する綾部斗清氏に渡している。

③業務日誌は綾部氏が作成している。綾部氏はむし企画の業務補助者ではない。

④仕様書に記載されている月5検体のBOD検査、月1回の基本検査データの提出、視察、来館者等の案内及び対応補助、施設内外の閲覧用資料作成補助のいずれも、原告自身がこれを行ったことはない。エアポンプや金魚の餌等は原告が補充している。

⑤原告が契約当事者となったのは阿部氏から、小船氏の業務をそのまま引き継ぐような指示があったから、その指示にしたがって、契約を締結しただけであり、それ以上のことはわからない。自分で履行せよといわれてもできない。

・山崎部長は、上記回答に対して、自分がホテル施設の所管課長であった頃(平成16年度)は、同施設で3、4人の補助者が本件業務に当たっていたのに今は1、2人しかいない、人数が減っているのに従前通りの契約額であるのは対価として適正か疑問がある。業務の履行状況等が全然わからないというが、仮に契約書通りに履行していないということであれば、契約に基づいて損害賠償をすることにもなりかねないなどと述べた。

イ. 平成25年8月29日、井上課長は、上記打合せから、原告が業務を履行しているのか疑念を抱いたことから、三浦係長も同席の下、原告から詳細を聴取した(乙5号証1及び2)。

井上課長が原告に対し、上記疑念を問うたところ、原告が契約当事者となっているのは

阿部氏の指示であった旨を繰り返し述べた。

井上課長は

① 阿部氏なのか他の誰かなのかわからないが、原告以外の第三者が実質的な本件業務の履行者なのではないかとの旨を問うと、原告が沈黙したので、井上課長が言葉でいづらいならば首を縦に振って回答しても構わない旨を述べると、原告は首を縦に振った。

② 井上課長は、原告がホテル施設を訪れているのは、月に1日、2日程度ではないかとの旨を問うと、原告はこれを肯定した。

また、井上課長は

③ 綾部氏に補助者5人分の給料として毎月いくら渡しているのかを問うたところ、原告は70万円を渡している旨を回答した。

ウ. 平成25年9月10日、井上課長は、原告から同年7月分の本件業務に係る請求書が届いたことから、原告に架電した(乙6号証 1及び2)。

井上課長、原告に対し、契約をこのまま維持していいのか考えなければならない旨を述べた。

#### (4) 警察への相談

ア. 平成25年9月17日、山崎部長は、本件業務の履行状況及び委託費の流れについて、不審な点が多々見られたことから板橋警察署に相談に赴き、上記聴取状況等について説明した。

イ. 同月30日、警視庁職員が被告総務部人事課に来課した。同課長が対応したところ、調査のため、被告側で表立った動きは控えて欲しい旨の要請を受けた。

被告は、警察の上記要請に配慮し、契約の見直しは当座控えることとした。

#### (5) 契約の解除

・平成26年1月30日、板橋区長は、本件契約書10条1項1号の規定により、同年2月1日付けで本件業務に係る契約を解除する旨を原告に書面で通知した(甲5、甲6号証)。

山崎部長が同年1月30日午後4時過ぎに、原告に架電し、同旨を伝えたところ、『わかりました。山崎さんもわかっているとおりでしょ。特に意見はありません』と述べ、了承の意を示した。

なお甲6号証は平成26年1月31日に原告に到達した。

## 2. 契約解除は有効であること

(2) 契約書10条1項1号に該当すること。

「第三者に委任することは禁じられている」にもかかわらず……

① 原告は月20日の業務日数に対して月1、2日程度しかホテル施設を訪れていなか

った。

- ② 本件業務に関連して行ったことは、エアポンプや餌の補充ぐらいであり、その他の業務については、自身が履行せよといわれてもできない旨述べた。
- ③ 原告は補助者が本件業務に当たっているとしながら、その名前も担当業務もしらなかつた。
- ④ 原告は、むし企画とは何の関係もない綾部氏が業務日誌を作成することを容認した上、原告の補助者ではない綾部氏に毎月70万円を渡していた。
- ⑤ 原告は、ホテル施設で業務に当たっている者を指揮監督して実質的に本件業務を履行していた者が原告以外にいる旨述べた。

以上から、原告が契約の当事者でありながら、実質的に本件業務を履行することなく、被告から支払われる委託費のうちの過半を綾部氏に支払うことで契約当事者としての役割を果たしていたことが、すなわち、原告が本件業務を自ら履行していなかったことが明らかである。

#### ◆原告 準備書面（1） 平成26年11月28日

##### 第1 はじめに

・訴状第5～6の主張の骨子は、被告は

- ① 委託業務費が阿部氏に流用されている
- ② ホテル館においてホテル飼育の実態がない

との誤った事実を、何らの合理的な根拠・証拠も無く前提とし、以下の第2、第3に記載の各行為を行ったが、これらは不法行為に該当し、結果、原告は精神的損害を被ったというものである。

##### 第2 脅迫・強要と評価し得る事情聴取

###### 1. 被告の行為

- (1) 平成25年8月26日 午前10時30分～12時 環境課の会議室
- (2) 平成25年8月29日 午後1時30分～午後2時 高島平出張所
- (3) 平成25年9月10日 井上課長から入院中の原告に電話、「委託費が渡っているだろう」と述べる

###### 2. 不法行為該当性

・阿部氏に流用されているとの何ら合理的な根拠・証拠に基づかない誤った事実を、公的機関と一業者との力関係を利用して、糾問的・強迫的・一方的かつ執拗に、原告に認めさせようとするものであって、脅迫（刑法222条）、強要（刑法223条）と評価し得る不法行為に該当する。

### 第3 警察に対する虚偽告訴（訴状 第5、2（5））

#### 1. 被告の行為

・平成26年1月27日から同年2月3日の間に、何らの合理的な根拠・証拠も無く警視庁に「相談」した。

#### 2. 不法行為該当性

・虚偽告訴（刑法172条）と評価し得る不法行為に該当する。  
・結果、原告は平成26年2月4日以降、警視庁の事情聴取を3回も受けることになった。

#### ◆原告 準備書面（2） 平成27年1月30日

・甲4号証については、被告内部において事務担当職員、阿部氏、今野氏及び飯田氏により作成されたものであるところ、本件契約締結に際し原告に交付されたものではないが、本件契約の詳細を規定するものとして、原告が阿部氏から直接受領した。

・原告は当然補助者の氏名等は把握していたが、当日のその場の原告に対する雰囲気は異様であり、かつ威圧的なものであったことから、気が動転して口にするができなかったものである。

・綾部氏は、むし企画の重要な事務業務を担当していた彦坂氏の認知症が進み、これまで通りの業務が継続できないという状況に鑑み、むし企画から給与は受領していなかったものの、むし企画の業務を履行する補助者として活動していた。

・原告は、むし企画の代表としてホテル館内で作業する場合には、本件契約の委託者である被告の職員である阿部氏の指示に従って作業を行うように補助者に対して伝えていたものである。

#### ●被告 準備書面（2） 平成27年4月10日

・井上課長は、原告に対し、契約の履行者は誰なのかを問うたものであり、全部金が阿部氏に回っているのではないかといった発言はしていない。

### 第2 脅迫・強要はしていない。

・平成26年8月26日 山崎、井上の発言

- ① 契約書に定められた委託内容をやっていないのではないか
- ② 契約書と違うことが行なわれている、契約不履行で損害賠償もありうる

#### ◆原告 求釈明申立書 平成27年4月28日

1. 「ホテル飼育の実態を争う予定は無い」との被告代理人の発言の趣旨を明確にされたい。
2. 原告の委託業務の履行について

●被告 回答書 平成27年6月19日

1. ホタル施設内でのホタルが飼育されていたという事実は争わないとの趣旨である。
2. 被告職員以外の者が、本件委託業務に従事したことがあることは認める。

◆原告 準備書面(3) 平成27年6月19日

●被告 準備書面(3) 平成27年8月7日

◆原告 準備書面(4) 平成27年8月7日

・甲3号証 「むし企画選定理由」 平成24年8月23日

「むし企画は平成14年4月から委託している。それ以前は堀口熱帯魚研究所が担っていた。むし企画の構成メンバーは小船明(平成24年3月から高齢のため施設に入る)、高久秀雄、山岡誠、彦坂英子、菅野剛喜、安達翔平等である。むし企画は法人ではなく、個人経営である。

◆原告 求釈明申立書(2) 平成27年8月7日

●被告 準備書面(4) 平成27年10月23日

本件契約の経緯

- ・阿部氏から「(原告は)高い技術と経験のある方で、高久氏でなければ委託業務はできない」(乙8号証)
- ・「(原告以外では)最悪の場合、ホタルの大量死を招きかねない」(甲3号証)

◆原告 準備書面(5) 平成27年12月17日

第2 むし企画のメンバー

高久秀雄  
山岡 誠  
彦坂英子  
菅野剛喜  
安達翔平

綾部斗清 もメンバーの1人である。

小船時代には

植原仁巳(ウエハラヒトミ)氏も有償スタッフだった。

3. むし企画に集結した経緯

- ・山岡、彦坂、菅野、植原は、ホタルを守るという観点から水生ペットの御をしてい

た小船のもとに集まった。

- ・安達、綾部はホテルを研究したいと参画した。

### 3. むし企画の給与

・山岡、彦坂、菅野、安達、(小船時代の)植原に関しては業務委託契約金の中から、総額で70万円/月が給与として支払われていた。

・各人に対する給与の額は、一定だったわけではなく、繁閑の状況、作業内容の軽重、時期によるアルバイトなどの存否によって違いがあった(総額70万円だけが決まっていた)。

- ・平成8年度から平成13年度まで 堀口熱帯魚研究所(板橋区)

代表 堀口 茂雄

## ●被告 準備書面(5) 平成28年2月19日

1. むし企画は団体を前提としているとはいえないこと

- (1) 契約の相手方は原告個人であること
- (2) 原告は「むし企画のメンバー」を雇用していないこと

ア.

イ. 雇用契約の対価としての報酬を支払っていないこと

・原告によれば、ホテル施設にいる綾部氏に対し毎月決まった金額(70万円 乙5号証の2)を交付していたとのことであるが(乙4号証)、原告とは別人格であるワールドフィッシュ成田という法人の出損によるものであったこと(乙4号証)、かかる出損が経理上「人件費で落とせない」(乙4号証)性質のものであったこと、上記金員が誰にいくら支払われているのか 原告には全く認識がなかったこと(乙4号証、乙5号証)からすれば、上記金員は「むし企画のメンバー」が原告に対して「労働に従事する」の対価として交付された「報酬」に当たらないこと(民法623条)は明らかである。

ウ. 従業員を雇用した際に行うべき手続が履践されていないこと

(ア) 加えて、次のとおり、原告は「むし企画のメンバー」を雇用していたならば行っているはずの手続を行っていないことが強く推認される。

(イ) 次のとおり各官署に書類を提出する必要がある

#### ①税務署

- ・「給与支払事務所等の開設届出書」(所得税法230条、同法規則99条)

#### ②労働基準監督署

- ・「適用事務報告」(労基法104条の2、同法規則57条1・1)



③ 公共職業安定所

④ 年金事務所（常時5人以上の従業員を使用する場合）

加えて従業員に給与を支払うに当たっては、次の手続が発生する

⑤ ・所得税（所得税法183条、年末調整につき同法190条ないし193条）

・住民税（地方税法321条の4及び321条の5）

・健康保険料（同法167条）

・厚生年金保険料（同法84条）

・雇用保険料（同法32条）

⑥

⑦

（ウ）原告は上記（イ）の事務を履践していないこと

・原告によれば、綾部氏に毎月交付する金員が誰にいくら支払われているのか全くわからなかったというのであるから「むし企画のメンバー」各人の税金・保険料額を知る由もない。

・したがって、原告が税金・保険料の徴収及び納付ならびにこれに伴う事務を履践していなかったことは明白である。

・のみならず、そもそもこうした事務手続の発生原因となる上記の（イ）の①ないし④の各手続を履践したものかも極めて疑わしい。

・原告は、これらの事務手続を履践したというのであれば、いつ、いかなる事務手続を履践したのか明らかにされたい。

・そればかりか、個人として事業を行っていた実態すらなかった。開業手続、経理手続、納税手続をしていない。

◆原告 準備書面（6） 平成28年4月7日

【平成26年2月19日 共産党熊倉議員の質疑を、むし企画が「団体」であるとの根拠にする】

◆原告 準備書面（7） 平成28年6月1日

●被告 準備書面（6） 平成28年7月8日

## ■証拠

甲28号証 写真 平成22年11月20日頃 阿部宣男作成 「菅野、彦坂、綾部、山岡、安達がむし企画のスタッフであること」

- ・施設責任者 阿部宣男
- ・施設及び施設外外周営繕担当 小角博行（区職員）
- ・施設内外の園芸担当 山下純子（区職員）

#### ボランティア

- ・在来種クロマルハナバチ飼育及び来館者説明担当 綾部斗清
- ・（ハチ飼育担当） 駒野いづみ
- ・（ハチ飼育担当） 坂本圭磯
- ・樋口都久二

#### 学術関係ボランティア

- ・農学博士 山岡 誠
- ・東京農工大学大学院博士課程前期 安達翔平

・遠田笑子 ボランティア クロマルハナバチ

・大崎 紀朗 ボランティア 石川県金沢市 エムエス環境育英財団 クロマルハナバチ  
研修

・広瀬泰治 ボランティア ホタル飼育及びホタル再生事業担当

#### 甲16号証

- ・平成24年8月31日 随意契約による契約の相手方の選定（ホタル生態環境館ビオトープ（実験水路）管理及びホタル飼育・水質管理検査業務委託）
- ・24板資エ第268号 平成24年8月31日 業者選定理由書
- ・24板資環第269号 平成24年8月31日 業者選定理由書

#### 乙1号証

・板契第4250400632号 平成25年4月1日 むし企画との委託契約書

#### 乙2号証

・平成24年4月1日 委託契約書

#### 乙7号証

・総務課総務係長 高橋豊 の陳述書 平成27年7月30日 高久氏との契約当時は環境課管理係長 契約の経緯、阿部氏の関与について

乙 8 号証

・環境課管理係 今野泰弘の陳述書 平成 27 年 7 月 30 日 契約の経緯について

甲 3 号証

・「むし企画選定理由」平成 24 年 8 月 23 日 【阿部氏作成】

**甲 4 号証**

・「**ホテル生態環境館業務管理委託仕様書**」 【阿部氏作成】

※産卵容器及び孵化幼虫バット 100 本以上

1. ゲンジボタル、ヘイケボタル産卵容器（平均 80 個前後）飼育水交換を区担当職員の指示に従い適切に行う。毎年約 100 万個前後の産卵数がある。誤って卵を死亡させた場合は委託者が責任を持って当館が原産地から役場の許可をもらい 2 日以内で採取し、個体数を合わせなければならない。

2. 産卵数及び孵化幼虫数は区担当職員の指示によりの確に数えなければならない。この時誤って卵を潰したり、乾燥させたりして死亡させた場合は委託者が責任を持って当施設原産地から同等の卵数を確保しなければならない。また孵化幼虫数も同様であり、この時のデータは全て板橋区ホテル生態環境館のものとする。

3. 委託者の勤務日に孵化幼虫ステンレスバット飼育水交換を区担当職員の指示により適切に行う。この時孵化幼虫を誤って死亡若しくは流してしまった場合は速やかに同数を原産地に許可を取って採取し、2 日以内に用意すること。

4. 委託者が勤務日に孵化幼虫ステンレスバットに稚貝を区担当職員の指示により適切に与える。この時、稚貝数を誤り、孵化幼虫が餓死若しくは稚貝が多く入り、アンモニア・亜硝酸濃度が高くなり、個体が死亡した場合は委託者が全責任を取り、当施設原産地より同数を確保しなければならない。

※羽化個体と夜間特別公開

・もし羽化個体が委託者が誤って死亡させた場合には全責任は委託者にあり、同じ遺伝子を持った羽化個体を同数 2 日以内で用意すること。

・もし、羽化個体数等が委託者により誤り死亡させたり、著しく個体が弱く夜間特別公開が出来ない場合には、委託者が全責任を取り、各行政・各報道機関に対して全面的に出なければならない。

【使用する濾材のなかに「トルマリン入り訓炭（実用新案）」との記載あり】

【文中にある「委託者」の表記は、正しくは「受託者」のことを指すものと思われる】